

大阪市土地流動化会議開催要綱

制定 平成 18 年 10 月 23 日

(目的)

第 1 条 本市が市有地の処分及び転活用を公正かつ円滑に促進するにあたっては、可能な限り処分に取組むこととし、処分検討地の処分用途を 1 期（平成 28 年度まで）、2 期（平成 29 年度以降）に区分し、段階的・計画的に処分を実施していくこととしており、外部の視点から意見を聴取するため、大阪市土地流動化会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第 2 条 会議で意見を聴く事項は、概ね次の内容に関するものとする。

- (1) 市有地の「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」の分類基準の策定に関すること
- (2) 上記分類基準に基づく未利用地、事業予定地等の分類及び精査並びに進行管理に関すること
- (3) 市有地の処分及び転活用に関わる本市の取組みへの助言並びに処分等に際しての法令順守の確保及び情報開示に関すること
- (4) その他本市が意見の聴取を必要とする事項に関すること

(会議の委員)

第 3 条 会議の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第 4 条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第 5 条 会議は、概ね平成 29 年度まで開催する。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 改正前的大阪市土地流動化委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第 3 条第 2 項により市長が委嘱した委員は、改正後の大阪市土地流動化会議開催要綱「以下「新要綱」という。」第 3 条第 2 項により委嘱された委員とみなす。
- 3 旧要綱第 3 条第 5 項の規定により選任された大阪市土地流動化委員会の委員長は、新要綱第 4 条第 1 項の規定により選任された大阪市土地流動化会議の座長とみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。